



山形県公報

令和3年4月1日(木)

号 外 (14)

目 次

規 則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (同) … 7

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第42号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「子育て若者応援部各課」を「しあわせ子育て応援部各課」に、「子育て若者応援部所管」を「しあわせ子育て応援部所管」に、「新県民文化館」を「県民文化館」に改める。

第8条第5号を次のように改める。

(5) しあわせ子育て応援部

第9条第1項の表総務部の項中「、企画担当」を「、企画人材担当」に改め、同表みらい企画創造部の項中

移住・定住推進課	移住・定住推進担当、地域づくり推進担当、連携推進担当
国際人材活躍支援課	国際人材活躍支援担当、国際交流推進担当、旅券係

を

ふるさと山形移住・定住推進課	移住・定住推進担当、地域づくり推進担当、連携推進担当
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	国際人材活躍・コンベンション誘致担当、国際交流推進担当、旅券係

に、「鉄道・生活交通担当」を「生活交通担当」

に、

ICT政策推進課	ICT企画担当、電子県庁・基幹ネット担当
----------	----------------------

を

やまがた幸せデジタル推進課	デジタル化構想推進担当、デジタル企画・人材育成担当、電子県庁システム担当、基幹ネット担当
---------------	--

に改め、同表防災くらし安心部の項中「防災・

危機管理担当」を「危機管理担当、防災担当」に改め、同表環境エネルギー部の項中「、地球温暖化対策担当」及び「、「山の日」全国大会推進担当」を削り、同表中

子育て若者応援部	子育て支援課	庶務係、企画担当、少子化対策担当、子ども・子育て支援担当
	子ども家庭課	児童養護担当、家庭福祉担当、母子保健担当
	若者活躍・男女共同参画課	男女共同参画担当、青少年育成・若者活躍担当

を

しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課	庶務係、企画担当、子育て政策担当、少子化対策担当
	子ども保育支援課	子ども保育支援担当、子ども保育給付担当
	子ども家庭支援課	児童養護担当、家庭福祉担当、母子保健担当
	女性・若者活躍推進課	女性活躍推進担当、青少年育成・若者活躍推進担当

に改め、同表健康福祉部の

項中「感染症対策担当」を「コロナ差別対策担当、感染症対策担当」に、「地域福祉担当」を「地域福祉・人権擁護担当」に、

健康づくり推進課	健康プロジェクト推進担当、健康づくり担当、疾病予防担当、がん対策担当、医療保険担当
長寿社会政策課	地域包括ケア推進担当、介護事業担当

を

がん対策・健康長寿日本一推進課	健康長寿日本一推進担当、健康づくり担当、疾病予防担当、がん対策担当、医療保険担当
高齢者支援課	地域包括ケア推進担当、介護指導担当、事業指導・介護人材育成担当

に、「障がい福祉支援担当、障がい者活躍推進

担当」を「事業指導・医療的ケア児支援担当」に改め、同表産業労働部の項中

中小企業振興課	金融担当、経営支援担当、企業振興担当
---------	--------------------

を

中小企業・創業支援課	金融担当、創業・経営支援担当、企業振興担当
------------	-----------------------

に、

雇用対策課	雇用対策担当、産業人材育成担当、正社員化・働き方改革推進担当
-------	--------------------------------

を

雇用・コロナ失業対策課	雇用対策担当、正社員化・働き方改革推進担当、産業人材育成担当
-------------	--------------------------------

に改め、同表観光文化スポーツ部の項中

観光立県推進課	庶務係、企画調整担当、観光振興担当、戦略プロジェクト推進担当
イン・アウトバウンド推進課	イン・アウトバウンド企画担当、イン・アウトバウンド推進担当
文化振興・文化財課	文化振興担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財保存担当
新県民文化館活用・発信課	新県民文化館活用・発信担当

を

観光復活戦略課	庶務係、企画調整担当、観光振興担当
文化振興・文化財活用課	文化振興担当、日本遺産・文化財活用担当、文化財保存担当

に改め、同表農林水産部の項中

農業経営・担い手支援課	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当
-------------	----------------------

を

農業経営・所得向上推進課	構造政策担当、農業担い手・所得向上推進担当、金融担当
--------------	----------------------------

に、「計画調整担当」を「計画・スマート農業

基盤担当」に、「農地中間管理担当、農地保全担当」を「農村保全担当、農村づくり担当」に、「農村整備担当」を「農村整備担当、農地中間管理担当」に、「林政企画・森林経営管理担当、林業振興担当、木材産業振興担当」を「林政企画担当、森林利用・林工連携担当、林産振興担当、森林経営管理担当」に改め、同表県土整備部の項中「流域下水道管理担当」を「流域下水道会計担当、流域下水道管理担当」に改め、「河川計画・整備担当」を削

り、同条第2項の表中

医療政策課	地域医療支援室	
-------	---------	--

を

環境企画課	ゼロカーボンやまがた推進室	
みどり自然課	山の日全国大会推進室	
医療政策課	地域医療支援室	
障がい福祉課	障がい者活躍・賃金向上推進室	

に、

	専門職大学整備推進室	
--	------------	--

を

雇用・コロナ失業対策課	女性賃金向上・県内定着推進室	
観光復活戦略課	精神文化・インバウンドプロモーション室	精神文化プロモーション担当、インバウンド推進担当
文化振興・文化財活用課	県民文化館活用推進室	
	専門職大学整備推進室	企画整備担当、教務担当

に、

道路整備課	高速道路整備推進室	
-------	-----------	--

を

道路整備課	高速道路整備推進室	
河川課	最上川流域治水推進室	

に改める。

第12条第5号中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

第13条第7号ソ中「子育て支援課」を「子ども保育支援課」に改める。

第14条第2号カ及び第3号中「移住・定住推進課」を「ふるさと山形移住・定住推進課」に改め、同条第4号中「国際人材活躍支援課」を「国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」に改め、同号に次のように加える。

ト コンベンションの誘致に関する事

第14条第5号ニ中「地方バス路線維持対策」を「地域交通の総合対策」に改め、同条第6号中「ICT政策推進課」を「やまがた幸せデジタル推進課」に改め、同号イ中「ICT施策」を「デジタル施策」に改める。

第15条第1号ハ中「地球温暖化対策」を「ゼロカーボンの推進及び気候変動適応」に改め、同条に次の1項を加える。

2 環境企画課の分掌事務のうち前項第1号ハ及びニに掲げる事務はゼロカーボンやまがた推進室で、みどり自然課の分掌事務のうち同項第5号リに掲げる事務は山の日全国大会推進室で所掌する。

「第5目 子育て若者応援部各課の分掌事務」を「第5目 しあわせ子育て応援部各課の分掌事務」に改める。

第15条の2（見出しを含む。）中「子育て若者応援部各課」を「しあわせ子育て応援部各課」に改め、同条第3号中「若者活躍・男女共同参画課」を「女性・若者活躍推進課」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「子ども家庭課」を「子ども家庭支援課」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「子育て支援課」を「子ども保育支援課」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハからへまでをロからホまでとし、トからリまでを削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1項を加える。

(1) しあわせ子育て政策課

- イ 少子化対策及び子育て施策の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 部内の庶務に関する事
- ハ 部内の連絡調整に関する事
- ニ その他部内他課の所掌に属しない事務に関する事

第16条第1項第5号中「健康づくり推進課」を「がん対策・健康長寿日本一推進課」に改め、同項第6号中「長寿社会政策課」を「高齢者支援課」に改め、同項第7号ヌ中「泉荘、みやま荘、寿海荘、」を削り、同条第2項中「地域医療支援室」を「地域医療支援室で、障がい福祉課の分掌事務のうち同項第7号へ及びヌに掲げる事務は障がい者活躍・賃金向上推進室」に改める。

第17条第1項第2号中「中小企業振興課」を「中小企業・創業支援課」に改め、同項第6号中「雇用対策課」を「雇用・コロナ失業対策課」に改め、同条第2項中「で所掌」を「で、雇用・コロナ失業対策課の分掌事務のうち同項第6号ト及びチに掲げる事務（女性労働者に係るものに限る。）は女性賃金向上・県内定着推進室で所掌」に改める。

第17条の2第1号中「観光立県推進課」を「観光復活戦略課」に改め、同号中ホを削り、へをホとし、トからリまでをへからチまでとし、同チの次に次のように加える。

リ 観光ブランド戦略及び国際観光に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事

第17条の2第1号中ヲをレとし、ルをタとし、ヌをヨとし、同ヨの前に次のように加える。

- ヌ 大型観光キャンペーンに関する事
- ル 精神文化プロモーションに関する事
- ヲ 外国人の来訪促進に関する事
- ワ 通訳案内業に関する事
- カ 海外旅行の促進に関する事

第17条の2第2号を削り、同条第3号中「文化振興・文化財課」を「文化振興・文化財活用課」に改め、同号へ中「県立博物館」を「博物館」に改め、同号ト中「県立うきたむ風土記の丘考古資料館」を「うきたむ風土記の丘考古資料館」に改め、同号に次のように加える。

リ 県民文化館に関すること

第17条の2中第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 観光復活戦略課の分掌事務のうち前項第1号リからカまでに掲げる事務は精神文化・インバウンドプロモーション室で、文化振興・文化財活用課の分掌事務のうち同項第2号リに掲げる事務は県民文化館活用推進室で所掌する。

第18条第1項第1号中ハを削り、ニをハとし、ホからルまでをニからヌまでとし、同項第2号中「農業経営・担い手支援課」を「農業経営・所得向上推進課」に改め、同項第5号ヲ中「取締り」を「品質の確保等」に改め、同項第9号ホ中「地籍調査事業」を「地籍調査」に改め、同号ト中「中山間地域及び棚田地域の振興」を「農山漁村の振興対策」に改め、同号中ヌを削り、リをヌとし、同号チ中「多面的機能支払」を「多面的機能支払制度」に改め、同チを同号リとし、同リの前に次のように加える。

チ 棚田地区の保全に関すること

第18条第1項第9号ヲ中「耕作放棄地対策」を「荒廃農地対策」に改め、同号カを削り、同項第10号中ニからヘまでを削り、トをニとし、同号チ中「水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業」を「農地整備事業」に改め、同チを同号ホとし、同号リ中「水田畑地化基盤強化対策事業」を「水田畑地化対策」に改め、同リを同号ヘとし、同への次に次のように加える。

ト 農地中間管理事業に関すること

第18条第1項第10号中ヌ及びルを削り、同号ヲ中「農業用ため池整備」を「農業用ため池」に改め、同ヲを同号チとし、同号中ワをリとし、カを削り、同号ヨ中「農村集落基盤再編・整備事業」を「農村環境整備事業」に改め、同ヨを同号ヌとし、同号タ中「農道整備事業」を「農道」に改め、同タを同号ルとし、同号レ中「農業集落排水事業」を「農業集落排水」に改め、同レを同号ヲとし、同号ソを削り、同号ツ中「災害復旧事業」を「防災及び保全並びに災害復旧」に改め、同ツを同号ワとし、同項第11号ハ中「構造改革事業」を「経営の発展」に改め、同条第2項中「前項第1号ニ及びホ」を「前項第1号ハ及びニ」に、「同号へからチまで」を「同号ホからトまで」に改める。

第19条第1項第4号ホ中「文化振興・文化財課」を「文化振興・文化財活用課」に改め、同項第8号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 最上川等の緊急治水対策の推進に関すること

第19条第2項中「建築住宅課」を「河川課の分掌事務のうち同項第8号トに掲げる事務は最上川流域治水推進室で、建築住宅課」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「地域戦略推進担当」を「農産振興担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「感染症予防・健康増進担当」を「感染症対策・健康増進担当」に、「母子保健担当」を「保健支援担当」に、「ダム管理担当」を「ダム管理担当、災害復旧担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中「医薬事担当」を「医薬事担当、感染症対策担当」に改め、「感染症予防担当」を削り、「環境企画担当」を「環境企画・自然環境担当」に、「環境保全・自然環境担当」を「環境保全担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中「母子保健担当」を「保健支援担当」に改め、同条第3項の表最上総合支庁の項中

		森づくり推進室	森づくり担当、里山造林担当	を
建設部	河川砂防課	最上豪雨災害復旧対策室		

		森づくり推進室		に改める。
--	--	---------	--	-------

第34条第3号カ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号コ中「村山総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「最上総合支庁を除く」に改め、同条第5号中ヨを削り、タをヨとし、レをタとする。

第46条に次の1号を加える。

(6) 気候変動適応に関すること

「第4節の2 子育て若者応援部所管の出先機関」を「第4節の2 しあわせ子育て応援部所管の出先機関」に改める。

第137条及び第138条中「職業能力開発校」を「山形職業能力開発専門校」に改める。

「第2款 新規県民文化館」を「第2款 県民文化館」に改める。

第143条の6中 「新県民文化館」 を 「県民文化館」 に改める。

第143条の7中 「新県民文化館」 を 「県民文化館」 に改める。

第199条の表中

子育て支援課	を	しあわせ子育て政策課	に、	健康づくり推進課	を	がん対策・健康長寿日本一推進課	に、
子ども家庭課及び地域福祉推進課		子ども家庭支援課及び地域福祉推進課		長寿社会政策課		高齢者支援課	
子ども家庭課		子ども家庭支援課					
若者活躍・男女共同参画課		女性・若者活躍推進課					

雇用対策課	を	雇用・コロナ失業対策課	に、
観光立県推進課		観光復活戦略課	
文化振興・文化財課		文化振興・文化財活用課	

山形県農業・農村政策審議会	農業及び農村に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	農政企画課	を
山形県卸売市場審議会	卸売市場整備計画その他卸売市場に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議すること	6次産業推進課	

山形県農業・農村政策審議会	農業及び農村に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	農政企画課	に改める。
---------------	--------------------------------------	-------	-------

第200条第1項の表中

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。	を
----	--------	------------------------------	---

専門職大学整備推進監	農林水産部	上司の命を受けて専門職大学に関する事務を掌理する。	に、
次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。	

文化スポーツ推進監	観光文化スポーツ部	部長を補佐し、文化及びスポーツに関する事務を整理する。	を
技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。	

技術戦略監	農林水産部	部長を補佐し、農業技術の課題に関する事務を整理する。	に改め、同表参事の項中
-------	-------	----------------------------	-------------

「農林水産部及び県土整備部」を「及び農林水産部」に改める。

第201条第1項の表館長の項中「新県民文化館」を「県民文化館」に改め、同表副所長の項中「衛生研究所」を「衛生研究所、子ども医療療育センター」に改め、同表次長の項中「精神保健福祉センター及び病虫害防除所」を「及び精神保健福祉センター」に改め、同条第2項の表中

精神保健福祉 相談員	上司の命を受けて精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導業務に従事する。
---------------	--

を

精神保健福祉 相談員	上司の命を受けて精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導業務に従事する。
歯科衛生士	上司の命を受けて歯科衛生業務に従事する。

に、

専門防除員	上司の命を受けて病害虫防除業務を処理する。
-------	-----------------------

を

専門防除員	上司の命を受けて病害虫防除業務を処理する。
防除員	上司の命を受けて病害虫防除業務に従事する。

に、

航海士	上司の命を受けて航海業務に従事する。
甲板長	上司の命を受けて甲板業務を処理する。
甲板員	上司の命を受けて甲板業務に従事する。

を

航海士	上司の命を受けて航海業務に従事する。
-----	--------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正)
- 2 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号を次のように改める。
(1) 山形県産業労働部中小企業・創業支援課

訓 令

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。
別表第1財務の項第8項中「及び動物」を削り、「の処分」を「及び備品（動物に限る。）の処分」に、

「

1 件の予定金額 が300万円を 超えるもの	1 件の予定金額 が300万円以 内のもの
------------------------------	-----------------------------

」を「

	○
--	---

」に改め、同表財務の項中第9項

を削り、第10項を第9項とし、同表財務の項第11項中

「

1 件の取得金額 が1,000万円を 超えるもの	1 件の取得金額 が1,000万円以 内のもの
--------------------------------	-------------------------------

」を「

	○
--	---

」に改め、同項を同表財務の項第

10項とし、同表財務の項中第12項から第19項までを1項ずつ繰り上げ、同表財務の項第20項中

「

(5) 賃金
(6) 報償費

」を「

(5) 報償費
(6) 旅費（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の通勤に係る費用弁償に限る。）

」に改め、同項を同表財務の項第19項とし、同

表財務の項中第21項を第20項とし、第22項を第21項とし、同表の備考第1項中「第20項」を「第19項」に、「第5号まで」を「第4号まで、第6号」に改め、同備考第4項中「第18項及び第20項」を「第17項及び第19項」に改め、同備考第5項中「第15項から第17項まで」を「第14項から第16項まで」に、「第15項に」を「第14項に」に改

め、同項の表中

みらい企画創造部国際人材活躍支援課、総合交通政策課、ICT政策推進課	企画調整課長
みらい企画創造部移住・定住推進課	市町村課長

を

「

みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課、総合交通政策課、やまがた幸せデジタル推進課	企画調整課長
みらい企画創造部ふるさと山形移住・定住推進課	市町村課長

」に、

「

子育て若者応援部各課	子育て支援課長
------------	---------

」を

「

しあわせ子育て応援部各課	しあわせ子育て政策課長
--------------	-------------

」に、「健康づくり推進課、長寿社会政策課」を「がん

対策・健康長寿日本一推進課、高齢者支援課」に、「

観光立県推進課長

」を「

観光復活戦略課長

」に、「農林水産

部農業経営・担い手支援課」を「農林水産部農業経営・所得向上推進課」に改め、同備考第7項中「第15項」を「第14項」に改める。

別表第2総務部の項人事課の項中「職員の任免」を「職員（非常勤職員を除く。）の任免」に改め、同部の項総務厚生課の項源泉徴収等に関する事。の項課長専決事項の欄第1項中「賃金」を「旅費（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）」に改め、同表中

「	を	」	に改め、同表子育て若者応援部の項子ども家庭課の項施設事務費に
「	を	」	に改め、同表子育て若者応援部の項子ども家庭課の項施設事務費に
「	を	」	に改め、同表子育て若者応援部の項子ども家庭課の項施設事務費に
「	を	」	に改め、同表子育て若者応援部の項子ども家庭課の項施設事務費に

関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「長寿社会政策課」を「高齢者支援課」に改め、同表健康福祉部の項健康福祉企画課の項の次に次のように加える。

医療政策課	山形県看護職員 修学資金貸与条 例に関する事 こと。		1 第11条第1項 の規定による返 還の債務の免除 に関する事 こと。	
	山形県医師修学 資金貸与条 例に関する事 こと。		1 第8条第1項 から第3項ま での規定による返 還の債務の免除 に関する事 こと。	

別表第2 健康福祉部の項地域福祉推進課の項中

生活保護法に 関すること。		1 第41条第2項 の規定による保 護施設の設置の 許可に関する事 こと（第一種社会 福祉事業に係る ものに限る。）。	を
		2 第42条の規定 による保護施設 の休止又は廃止 の認可に関する 事 こと。	

生活保護法に 関すること。		1 第30条第1項 ただし書の規定 による日常生活 支援住居施設の 認定に関する事 こと。	に、
		2 第41条第2項 の規定による保 護施設の設置の 認可に関する事 こと（第一種社会 福祉事業に係る ものに限る。）。	
		3 第42条の規定 による保護施設 の休止又は廃止	

		の認可に関する こと。	
日常生活支援住 居施設に関する 厚生労働省令で 定める要件等を 定める省令に関 すること。		1 第6条第1項 の規定による日 常生活支援住居 施設の認定の取 消し等に関する こと。	

施設事務費に関 すること。		1 社会福祉施設 （子ども家庭 課、長寿社会政 策課及び障がい 福祉課の所管に 係るものを除 く。）に支弁す べき事務費等の 決定に関するこ と。	
------------------	--	--	--

を

施設事務費に関 すること。		1 日常生活支援 住宅施設に支弁 すべき事務費等 の決定に関する こと。	
		2 社会福祉施設 （子ども家庭支 援課、高齢者支 援課及び障がい 福祉課の所管に 係るものを除 く。）に支弁す べき事務費等の 決定に関するこ と。	

に改め、同部の項中

長寿社 会政策 課	施設事務費に関 すること。		1 社会福祉施設 （子ども家庭 課、地域福祉推 進課及び障がい 福祉課の所管に 係るものを除 く。）に支弁す べき事務費等の 決定に関するこ と。	
-----------------	------------------	--	--	--

を

高齢者支援課	山形県介護福祉士修学資金貸与条例に関すること。		1 第9条第1項及び第2項（同項第1号に掲げる場合に限る。）の規定による返還の債務の免除に関すること。	
	施設事務費に関すること。		1 社会福祉施設（子ども家庭支援課、地域福祉推進課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。	

に改め、同部の項障が

い福祉課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「子ども家庭課」を「子ども家庭支援課」に、「長寿社会政策課」を「高齢者支援課」に改め、同表産業労働部の項中

中小企業振興課	を	中小企業・創業支援課
---------	---	------------

に改め、同表会計局の項会計課の項山形県財務規則に関すること。の項副知事専決事

項の欄第1項を削り、同課の項山形県財務規則に関すること。の項部長専決事項の欄第3項中「1件の取得金額が1,000万円以内の」を削り、「第168条第1項」を「第165条第1項ただし書」に改め、同欄第4項中「第165条第1項ただし書」を「第168条第1項後段」に改め、同課の項物品の処分に関すること。の項副知事専決事項の欄第1項を削り、同課の項物品の処分に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「300万円以内の」を「100万円を超える」に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項ガス事業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第47条の2第1項」を「第173条第1項」に改め、同課の項ガス事業法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第46条第1項」を「第171条第1項」に改め、同欄第2項中「第47条第1項」を「第172条第1項」に改め、同表保健福祉環境部の項保健企画課の項医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第8項中「第14条第1項、第9項及び第10項」を「第14条第1項、第13項及び第14項」に改め、同課の項医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第5項中「第159条の10第4項」を「第159条の10第5項」に改め、同課の項覚醒剤取締法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 第30条の14第2項及び第3項の規定による覚醒剤原料の廃棄等の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項中

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（村山総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。

を

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（最上総合支庁を除く。）。

に改め、同部の項生活衛生

課（最上総合支庁にあつては保健企画課）の項中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（置賜総合支庁に限る。）。の項を削り、同部の項地域保健福祉課の項中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改め、同部の項子ども家庭支援課の項中「子育て若者応援部で」を「しあわせ子育て応援部で」に改め、同項社会福祉法に関すること（子育て若者応援部で所掌するものに限る。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。の項中「子育て若者応援部長」を「しあわせ子育て応援部長」に改め、同部の項環境課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第9項中「第18条の16」を「第18条の18」に改め、同欄第10項中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同欄第11項中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同欄第12項中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同欄第13項中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改め、同課の項大気汚染防止法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に改め、同欄第5項中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同欄第6項中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同欄第15項中「第18条の15」を「第18条の17」に改め、同欄第16項中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」に改め、同欄第17項中「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」に改め、同欄第18項中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同表産業経済部の項農業振興課の項家畜改良増殖法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第34条第2項」を「第34条第3項及び第4項」に、「徴収」を「徴収等」に改め、同課の項家畜改良増殖法施行令に関すること。の項の次に次のように加える。

家畜改良増殖法 施行規則に関する こと。		1 第38条第1項 の規定による許 可証の書換え交 付に関すること。
		2 第39条第1項 の規定による許 可証の再交付に 関すること。

別表第3産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「第29条の3」を「第29条の4」に改め、同課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「第36条第8項」を「第36条第9項」に改め、同部の項農村整備課、西村山農村整備課、北村山農村整備課及び西置賜農村整備課の項土地改良法に関すること（農村計画課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第87条の5第1項の規定による応急工事計画の策定等に関すること。

別表第3産業経済部の項森林整備課の項森林組合法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする森林組合及び生産森林組合並びに森林組合連合会に係るものを除く。）。の項総合支庁長専決事項の欄中第9項を第10項とし、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第88条の3第2項の規定による吸収分割の認可に関すること。

別表第4第2号の表（港湾事務所長の専決事項）の項第4項第2号中「第55条の2第1項」を「第55条の2の2第1項」に改める。

別表第5中
「

診療部長
事務局長

」を
「

副所長

」に、
「

新県民文化館

」を
「

県民文化館

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和3年4月1日印刷
令和3年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県